

# 第2次下仁田町地域福祉計画<br/>・地域福祉活動計画

下仁田町再犯防止推進計画 下仁田町成年後見制度利用促進計画

概要版





令和5年3月

下仁田町•下仁田町社会福祉協議会

# 1 計画の趣旨

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題解決に取り組む考え方です。

あなたは、ふだんの生活の中で、不安を感じたり困ったりすることがありませんか。こういった不安や困り ごとは、福祉の専門の人たちの協力を得て解決できることがある一方で、まわりの人の少しの手助けで解決で きることも少なくありません。

同じ地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政がつながり合って、みんなで困っている人を支え、住み慣れたまちで安心して暮らせるようにするための取組、それが「地域福祉」です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画がめざす社会を「地域共生社会」と呼んでいます。

### (2) 地域共生社会の実現

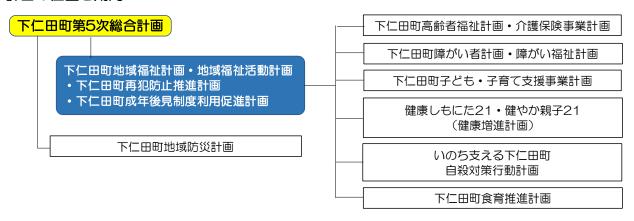
地域共生社会とは若い人も高齢の人も 障害のある人も、同じ地域で暮らすみん なが、自分ができることを行ってお互い に支え合い、生きがいを持って、元気に 暮らしていける社会のことを言います。

そして、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政がつながり合い、自分のこととして、一人ひとりの暮らしと生きがいをともにつくっていく社会のことです。

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え 手」「受け手」という関係を超えて、地 域住民や地域の多様な主体が参画し、人 と人、人と資源が世代や分野を超えてつ ながることで、住民一人ひとりの暮らし と生きがい、地域をともに創っていく社 会をめざしています。



### (3)計画の位置と期間



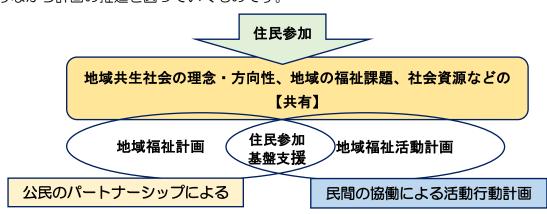
社会福祉法第107条により、市町村における地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられています。計画期間は令和5年度から令和9年度の5年間です。

# 2 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、それぞれの地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。また、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動しています。

町の福祉行政計画である「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となって策定する民間の活動行動計画である「地域福祉活動計画」は下仁田町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置付け、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



# 3 SDGsの目標を念頭においた地域福祉の実現

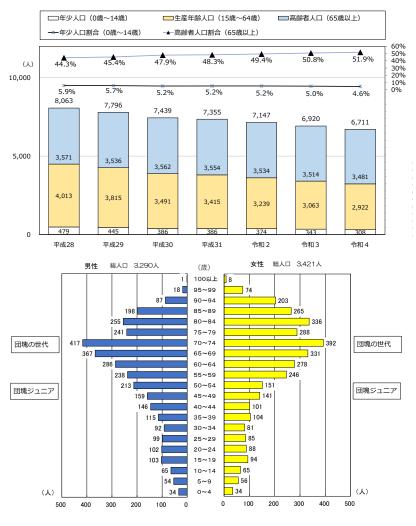
持続可能な開発目標(SDGs Sustainable Development Goals エスディージーズ)は「誰も置き去りにしない」ことを根底にしており、本計画では、17の開発目標と施策のうち、以下8つの開発目標への対応が位置付けられています。



\*ディーセント・ワーク: 働きがいのある人間らしい仕事

# 4 町の現状

### (1) 人口推移と少子高齢化の進展

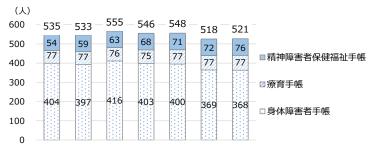


町の総人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者は令和3年には総人口の半分を超え、今後もこの傾向は続きます。年少人口も減少しており、少子高齢化が進んでいます。

令和4年で最も人口の多い 70~74 歳のいわ ゆる団塊の世代が、これから後期高齢者となってきます。

わが国の人口構成において最もボリュームがあるのは、第1次ベビーブーム世代(1947~1949年生まれ)、いわゆる「団塊の世代」の人びとです。この年代の人びとが2025年にはすべて75歳以上の後期高齢者となり、介護や医療のニーズが急増すると言われています。(2025年問題)

### (2) 支援が必要な人の状況



平成28 平成29 平成30 令和1 令和2 令和3 令和4 (年度)



# ①障害者の状況(障害手帳所持者数の推移)

全体としては近年横ばいですが、精神障害者保 健福祉手帳所持者は増加傾向が見られます。

### ②要支援、要介護認定者数の推移

高齢者人口に比例して、横ばい傾向にあります。

# 5 計画の基本理念と施策

### (1)基本理念

# 一人ひとりが、 お互い様の気持ちで支え合う、 心通うまち 下仁田

本計画では、「下仁田町第5次総合計画」を踏まえ、町民が相互に助け合い、心が通うまちづくりを推進していくため、町民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支え合いながら地域づくりを推進するための行動指針として、「第1次下仁田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念を継承します。

### (2) 基本施策

上記の基本理念の実現に向け、以下6つの基本施策の推進を様々な取組と事業を通じて実行していきます。

### 基本施策1 ともに支え合う地域福祉の推進

地域ぐるみの福祉のことや、その中でできることに町民一人ひとりが気づき、具体的行動がとれるよう、講座や催しなど、地域福祉について知る・考える機会の充実と地域福祉に関する情報提供の充実、理解の促進を図ります。

### 基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実

高齢者が地域の中で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉が連携し必要なサービスが受けられる環境 を整えていきます。

# 基本施策3 障害者を支える総合的な支援の充実

障害のある人の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、個々の能力や適正に応じて働き続けられるよう支援していきます。

### 基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実

安心して妊娠、出産、子育てを行えるような総合的な相談事業や適切な支援が受けられるための切れ目のない体制の強化を図ります。

# 基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進

一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活動することで、地域全体で支え合うまちづくりの実現を 図るため、各種の保健サービスの充実を図り、健康づくりの支援を行います。

### 基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進

災害時に関係機関・団体による連携体制を確保できるように、防災訓練や情報の共有化、要支援者の避難対 応体制の強化など、平時からの備えを徹底します。

# 6 施策の展開

# 基本施策1 ともに支え合う地域福祉の推進

# (1)情報提供、意識啓発の推進

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①各種福祉講座、講演会の実施	①広報誌「下仁田町社協だより」の発行
②福祉情報の提供	②ホームページによる情報提供
③適切で有効な情報提供の充実	
④健康づくりの啓発・普及	
⑤健康情報の提供	

### (2) 人づくりの推進

地域福祉活動計画
①ボランティアセンターの運営
②福祉体験用具の貸出

### (3) 相談支援体制の充実

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①健康相談体制の充実	①心配ごと相談
②地域包括支援センターの充実	②群馬県ふくし総合相談支援事業
③社会福祉協議会との連携	③日常生活自立支援事業
	④生活困窮者自立相談支援事業
	⑤生活福祉資金貸付事業
	⑥緊急食糧提供事業

# (4) 地域でともに支え合う基盤の整備

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①民生委員・児童委員との連携	①下仁田町社会福祉協議会会員募集
②要保護児童対策事業	②「赤い羽根募金」募集
③成年後見制度利用支援事業の充実	③「歳末たすけあい募金」募集
	④日本赤十字社会員(活動資金)募集
	⑤民生委員・児童委員との連携
	⑥地域包括支援センターとの連携
	⑦地区社会福祉協議会との連携・助成

### 基本施策2 地域ぐるみで高齢者を支える支援の充実

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①介護保険事業	①介護保険サービス事業
②介護予防支援事業	②一般介護予防事業
③介護予防教室及び支援(一般介護予防事業)	③生活支援体制整備事業
④地域包括支援センターの総合相談	④配食サービス事業
⑤在宅医療•介護連携推進事業(包括的支援事業)	⑤布団乾燥サービス事業
⑥生活支援体制整備事業(包括的支援事業)	⑥ひとり暮らし高齢者友愛訪問
⑦認知症総合支援事業(包括的支援事業)	
⑧地域ケア会議(包括的支援事業)	

地域福祉計画	地域福祉活動計画
③認知症サポーター養成事業(任意事業)	
⑩配食サービス事業(任意事業)	
⑪家族介護支援事業(任意事業)	
⑫在宅高齢者福祉事業	

# 基本施策3 障害者を支える総合的な支援の充実

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①障害福祉サービスに関する情報提供	①障害福祉サービス事業
②障害福祉サービスに関する相談サービスの充実	②福祉車両(車椅子対応)の貸出
③障害福祉サービスの提供	③車椅子の貸出
④利用者負担額無料化事業	④思いやり駐車場利用証交付
⑤障害児保育事業	⑤身体障害者・ボランティア交流会
	⑥歳末見舞金贈呈事業

### 基本施策4 子どもたちの未来を支える支援の充実

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①一時預かり事業	①母子•父子世帯小学校入学祝金贈呈
②延長保育事業	事業
③休日保育事業	
④利用者負担額無料化事業	
⑤放課後児童健全育成事業	
⑥児童虐待防止対策の充実	
⑦育児不安の軽減と子育て環境の整備	
⑧地域ぐるみで子育て支援	

# 基本施策5 健康づくり、生きがいづくりの推進

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①母子保健事業	①敬老会事業の推進・助成
②歯科保健事業	②高齢者ふれあい・いきいきサロン事業
③健康増進事業	の推進・助成
④食育推進事業	③満100歳慶祝事業
⑤精神保健事業	④シルバー人材センター事業
⑥感染症予防事業	
⑦子ども、障害者、ひとり親世帯への医療費助成	

# 基本施策6 安全・安心のまちづくりの推進

地域福祉計画	地域福祉活動計画
①全国瞬時情報システム(J-ALERT)や安否情報	①災害ボランティアセンターの運営
システムの活用	
②避難行動要支援者への避難行動支援	
③福祉避難所の整備	
④交通安全・防犯対策の推進	







# 7 下仁田町再犯防止推進計画

### (1) 計画の目的

安全・安心なまちづくり推進には、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠となります。近年、 刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、再犯者率は増加しています。

犯罪や非行をした人は、高齢者や障害者などの福祉的な支援が必要な人や住居や就労先がなく生活が不安定 な人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている場合があります。

再犯を防止する環境を整えることによって、罪を犯した人の円滑な社会復帰を後押しすることで、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的とします。

また、計画の期間については、『第2次下仁田町地域福祉計画・地域福祉活動計画』と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

### (2) 取組み方針

- ① 就労支援の充実
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進
- ⑤ 県・民間団体等との連携強化

# 8 下仁田町成年後見制度利用促進計画

### (1) 計画の目的

本町では、令和4年4月で高齢化率が51.9%(全国平均28.9%:令和3年)となり、高齢者のみの世帯は4割(令和2年国勢調査)を超えています。認知症高齢者の増加や障害者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が、今後の課題となってくるのは明らかです。

住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、財産管理にとどまらず、本人の意思が重視され、かつ、生活の向上につながる福祉支援をめざします。

また、計画の期間については、『第2次下仁田町地域福祉計画・地域福祉活動計画』と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

### (2) 基本目標と施策

# 基本目標 1人ひとりが、お互い様の気持ちで支え合い、権利が擁護されるまちづくり

- **施策1** 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備
- 施策 2 利用者の権利が守られ、メリットが実感できる環境の整備
- 施策3 利用しやすさと安心して利用できる環境の整備

第2次下仁田町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5年3月

発行・編集:下仁田町 福祉課 〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682

TEL: 0274-82-2111 (代表)

発行•編集:下仁田町社会福祉協議会 〒370-2622 群馬県甘楽郡下仁田町大字中小坂 608

TEL: 0274-82-5491